

## 平成 27 年度 第 2 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 平成 28 年 1 月 25 日（月）15：00～17：15

2. 場 所 JICA 市ヶ谷ビル 2 階 セミナールーム 202AB

### 3. 議 事

- (1) 平成 28 年度奨学金貸与事業（予算案）の報告
- (2) アクセンチュア株式会社による回収状況分析及び検証等結果報告
- (3) 返還促進に係る機構の取組の報告
- (4) 自由討議
- (5) 次回日程について

### 4. 出席者

（◎委員） 50 音順

岩田委員（委員長）、木谷委員、佐々木委員、佐原委員、宗野委員、中井川委員、李委員

（○機関）

高橋理事長代理、甲野理事、藤森奨学事業戦略部長、武田貸与部長、金井返還部長、

大石債権管理部長

（□文部科学省）

井上学生・留学生課長 ※途中退出

（△分析業務受託業者）

アクセント株式会社

### 5. 議事概要

- (1) 平成 28 年度奨学金貸与事業（予算案）の報告

機構より、標記の報告が行われた。

- (2) アクセンチュア株式会社による回収状況分析及び検証等結果報告

アクセント株式会社より、標記の報告が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

（新規 3 ヶ月以上延滞債権に関する分析について）

（◎雇用形態や勤務先の業種別等、より細かく分析すべきではないか。今回提示された分析結果に基づく施策となると、限定的なものにならざるを得ないのでないのではないか。）

（○本機関の保有する限られたデータに基づき分析し、その結果を可能な限り活用して施策を検討している。）

（○民間金融機関においては、申込時に雇用形態等を詳細に把握することとなるが、機関においては相手が学生なのでそもそも雇用形態を把握できない。なお、機関は、「延滞者に対する属性調査」に

よって雇用形態等をサンプル調査している。機構においてできることに限界があることは理解しているが、延滞者に関する情報収集の手法については今後も工夫が必要である。

### (3) 返還促進に係る機構の取組の報告

機構より、標記の報告が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

#### (本件報告の目的について)

- ◎ 本件報告の目的はどのようなものか。「要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善」という第三期中期目標及び中期計画に基づく平成27年度目標値(10.40%)を達成するために、今すぐに実施できる施策を検討したいということか。それとも、今後について中長期的な見地から検討したいということか。
- 両方を検討したいと考えている。まずは重点的に働きかけるグループを特定して試行的に実施し、効果を計測・検証のうえ有効な施策であると結論付けられれば、中長期的な施策として今後拡充して参りたい。なお、本年度においては、新たな取組として、昨年度に実施した回収委託に係る試行的取組みの結果を踏まえ、仕様の変更を行った。

#### (新規3ヶ月以上延滞債権削減に向けた取組の方向性について)

- ◎ 今すぐに実施できる施策となれば、督促の強化とともに減額返還・返還期限猶予制度の利用を促すべきではないか。
- ◎ 振替口座に加入していない者への働きかけに関連して、回収の仕組みについて何かしら提案できればと思う。それは機構のみならず、返還者にとっても意義のあることではないだろうか。

#### (学校を通じた卒業生に対する働きかけについて)

- ◎ 各学校に協力を依頼する旨の文書には、機構への回答として学校が「実施しない」という選択肢が記載されていなかった。学校においては、翌年度以降の奨学生内示数の削減に怯え、「やらされた」印象。そもそも、各学校の学長は奨学金の貸借関係に直接関与していない。それにもかかわらず、卒業生に対して振替口座への加入や返還を働きかけることは、法的に問題がないのだろうか。
- ◎ 在学採用における推薦や適格認定等、奨学金の貸与前及び貸与中において、各学校は奨学金の貸借関係に関与しているといえる。各学校の貸与及び返還に関する情報公開も予定されており、そのような状況下で各学校は何ができるのかを考えていく必要があると思われる。対象を特定せずに、在学中の指導の延長ないし卒業生に対する指導の一環として、一般的な注意喚起を行うにとどまるのならば、法的な問題はないと考える。ただし、延滞者を特定したうえでの働きかけとなれば、貸借関係の当事者でない者による督促行為と誤認・混同されるおそれがあるといえる。
- ◎ 卒業生に送付する文書の文面について、機構より「ひな形」が示され、各学校における裁量の余地がなかったと受け止めている。教育者として、各学校の裁量において実施できるのであれば、前向きに取り組める余地もあると思われる。

- ◎貸借関係の当事者でない者による督促行為と誤認・混同されないためには、文言の選定には特に注意が必要。機構は、かかる配慮に基づき「ひな形」を示したのであろう。
- ◎卒業生に送付する文書の「ひな形」について、文面がおかしい。卒業生に対する働きかけを「実施しない」という選択肢が用意されていなかったことと相まって、学校の職員は戸惑っていた。意図的に、悪意を持って延滞する学生は少数であると思われる。大学が学生に対して不用意に返還を働きかけることはあり得ない。
- 返還の重要性については、学校と機構の認識は一致していると理解している。現状は試行錯誤を続いている段階であり、今後も学校関係者のご意見を伺いつつ検討を進めて参りたい。
- ◎対象者数の多い学校の実施状況が芳しくない。これには理由が2点ある。まず、在学中に手厚く指導を行っており、卒業後に改めて働きかけを行う必要性について認識が薄いということである。次に、人的及び費用面の負担が挙げられる。このような理由からすると、延滞者を特定したうえで情報が提供されれば、学校としては取り組みやすいのではないか。卒業生に対して無関心ではいられないと理解しているので、働きかけに関する今後の手法については、学校関係者も交えてより一層検討を進める必要がある。

#### (4) 自由討議

- ◎奨学金の返還については、教育施策としての工夫があるとよい。借りたものを返すのは当たり前であるが、真面目に一定期間返還した者については残額を減額するといった何かしらのインセンティブがあれば、返還は進むと思われる。給付型奨学金こそ望ましく、貸与型では代替にならない。限られた財源のなかでは困難であろうが、将来的な可能性については今後の課題であると思われる。
- 限られた財源のなかでは給付型奨学金の実現は困難であるが、認定先行型業績優秀者免除制度といった給付的要素を取り入れた施策を行っているほか、新たな所得連動返還型奨学金制度の検討も進めている。今後も学校関係者の方々の意見を伺いつつ取り組んで参りたい。
- 給付型奨学金制度の創設は難しいが、実質的給付に関する施策の拡充を目指して取り組んでいる。平成29年度概算要求においては、業績優秀者免除制度の対象を大学学部生に拡充する施策を盛り込む予定。委員ご指摘の点にも応えられるよう、施策の検討・具体化については皆様のお知恵を頂戴したい。

#### (5) 次回日程について

機構より、次回委員会は平成28年2月29日（月）に開催される旨が報告された。

以上